

## 総合評価方式に関するプロセスガイドラインの改定について（案）

## 1. 改正趣旨

平成17年のPFI法改正により、民間事業者の創意工夫等が十分発揮されるよう、総合評価方式によることが原則と改められたところであり、今般、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」について、改正法に合わせ所要の改定を行うもの。

## 2. 改正案

現 行	改 正 案
<p>ステップ4 民間事業者の募集、評価・選定、公表 4-1 民間事業者の募集、評価・選定 (基本的な考え方)</p> <p>(1)特定事業の選定に続いて、これを実施する民間事業者の募集、評価・選定を行う。民間事業者の募集、評価・選定に当たって、別途適用を受けるべき現行法制度がある場合はこれに従うこととなるが、いずれの場合においても、次の事項に留意する。</p> <p>「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施すること。</p> <p>できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。</p> <p>所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮すること。</p> <p>応募者の負担を軽減するように配慮すること。</p> <p>(3)性能発注を行うに当たっては、これに応募する民間事業者の創意工夫の結果を適切かつ客観的に評価することが必要である。このため、民間事業者の提案を</p>	<p>ステップ4 民間事業者の募集、評価・選定、公表 4-1 民間事業者の募集、評価・選定 (基本的な考え方)</p> <p>(1)特定事業の選定に続いて、これを実施する民間事業者の募集、評価・選定を行う。民間事業者の募集、評価・選定に当たって、別途適用を受けるべき現行法制度がある場合はこれに従うこととなるが、いずれの場合においても、次の事項に留意する。</p> <p>「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施すること。</p> <p>できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるよう留意すること。<u>このため、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする</u></p> <p>所要の提案準備期間や契約の締結に要する期間の確保に配慮すること。</p> <p>応募者の負担を軽減するように配慮すること。</p> <p>(3)性能発注を行うに当たっては、これに応募する民間事業者の創意工夫の結果を適切かつ客観的に評価することが必要である。このため、民間事業者の提案を</p>

評価するための客観的な評価基準の設定が必要となる。さらに、公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保することが必要である。

このような評価を行う場合には、次の事項に留意する。

価格及びその他の条件により選定を行おうとする場合には、評価項目、評価基準、配点等を募集の際にあらかじめ明示すること。

(以下略)

(会計法令の適用を受ける場合)

(10) 会計法令の適用を受ける契約によって実施される事業については、次の事項に留意する。

民間事業者の選定については、会計法令に基づき、一般競争入札によることが原則である。

一般競争入札において民間事業者の創意工夫を評価する選定を行う場合、会計法令の規定に従い価格及びその他の条件により選定を行うこと(いわゆる「総合評価一般競争入札」)が可能である。

評価するための客観的な評価基準の設定が必要となる。さらに、公共サービスの水準等について、やむを得ず定性的な評価基準を用いる場合でも、評価結果の数量化により客観性を確保することが必要である。

このような評価を行う場合には、次の事項に留意する。

原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとするが、その場合には、評価項目、評価基準、配点等を募集の際にあらかじめ明示すること。

(以下略)

(会計法令の適用を受ける場合)

(10) 会計法令の適用を受ける契約によって実施される事業については、次の事項に留意する。

民間事業者の選定については、会計法令に基づき、一般競争入札によることが原則である。

一般競争入札においては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により選定を行うものとする(いわゆる「総合評価一般競争入札」)。

< 参照条文 >

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）

（客観的な評価）

第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、（以下 略）

2 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

第二百三十四条

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

第六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とするることができる。